

様式第17(第2条第7項関係)

第1表

電気通信役務通信量等状況報告 品目別距離段階別回線数				
				年3月31日現在
サービスの種類(細区分) _____				
伝送方式の種類 _____				
事業者名 _____				
品目 距離段階				合 計
合 計				

- 注1 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。
- 2 伝送方式の種類(同期及び非同期)ごとに別葉とすること。
- 3 専用役務のうち主に映像の伝送を行うもの(以下「映像伝送専用」という。)及び人工衛星に開設する無線局を用いて行うもの(以下「衛星通信専用」という。)については、契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに、契約数の合計を報告すること。
- 4 品目及び距離段階は、契約約款等に定める区分によることとし、対応する回線数を記載すること。
- 5 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
- 6 接続専用回線については、別葉に再掲すること。
- 7 「距離段階」及び「品目」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務通信量等状況報告 都道府県間別回線数 年3月31日現在					
サービスの種類(細区分)					
伝送方式の種類					
品目					
					事業者名
都道府県					合 計
都道府県					

- 注1 専用役務(映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。)について記載すること。
- 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。
- 3 伝送方式の種類(同期及び非同期)ごとに別葉とすること。
- 4 品目ごとに別葉とすること。
- 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
- 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
- 7 接続専用回線については、別葉に再掲すること。
- 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第3表

電気通信役務通信量等状況報告
単位料金区域間別回線数

年3月31日現在

サービスの種類(細区分)

伝送方式の種類

品目

事業者名

単位料金 区域	単位料金 区域						合 計

- 注1 専用役務(映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。)について記載すること。
- 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。
- 3 伝送方式の種類(同期及び非同期)ごとに別葉とすること。
- 4 品目ごとに別葉とすること。
- 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する単位料金区域間で設定されたものとして記載すること。
- 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
- 7 接続専用回線については、別葉に再掲すること。
- 8 「単位料金区域」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。